



鳥取県公報

平成 29 年 9 月 26 日 (火)
第 8 9 3 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (613) (福祉監査指導課) 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (614) (〃) 2
	生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (615) (〃) 2
	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (616) (〃) 2
	国土調査の成果の認証 (617) (農地・水保全課) 3
	土地改良区の役員の就退任 (618) (東部農林事務所) 3
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (2 件) (619・620) (治山砂防課) 4
	指定居宅介護支援事業の廃止の届出 (621) (西部総合事務所福祉保健局) 5
	土地改良区の役員の就退任 (622) (西部総合事務所農林局) 5
◇ 公 告	大規模店舗の設置の届出に対する知事の意見 (住まいまちづくり課) 6
	都市計画の変更案の縦覧 (技術企画課) 6
	平成29年度鳥取県職員採用試験 (大学卒業程度 (追加募集: 獣医師・畜産)) の実施 (人事委員会事務局任用課) 7

告 示

鳥取県告示第613号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年9月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	指 定 年 月 日
いな薬局	西伯郡大山町富長749-3	平成29年8月1日

鳥取県告示第614号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年9月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	廃 止 年 月 日
いな薬局	西伯郡大山町富長749-3	平成29年7月31日
順天堂薬局サンデーズ伯耆店	西伯郡伯耆町大殿977-1	〃

鳥取県告示第615号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業所の名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年9月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	変更年月日
社会福祉法人 真誠会	米子市大崎 1511-1	看護小規模多機能 型居宅介護真誠会 ふる里	米子市和田町1722	複合型サービス	平成27年4 月1日

鳥取県告示第616号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等

の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第 14 条第 4 項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第 55 条の 3（中国残留邦人等支援法第 14 条第 4 項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成 29 年 9 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	廃止年月日
社会福祉法人 真誠会	米子市大崎 1511-1	小規模多機能センター真誠会ふる里	米子市和田町1722	小規模多機能型 居宅介護	平成 25 年 8 月 31 日

鳥取県告示第 617 号

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成 29 年 9 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
東伯郡三朝町	平成 25 年度及び 平成 26 年度	三朝町（大字中津の一部 20133136404）の地籍図及び 地籍簿	三朝町大字中津の 一部	平成 29 年 9 月 26 日
〃	〃	三朝町（大字西尾の一部 20133136405）の地籍図及び 地籍簿	三朝町大字西尾の 一部	〃

鳥取県告示第 618 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定に基づき、次のとおり福部土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第 17 項の規定により告示する。

平成 29 年 9 月 26 日

鳥取県東部農林事務所長 宮 田 邦 夫

退任した役員の氏名及び住所

理 事	飼 牛 芳 明	鳥取市福部町湯山 42
〃	香 川 恵	鳥取市福部町湯山 11-1
〃	湯 邨 勲	鳥取市福部町湯山 813
〃	山 根 健	鳥取市福部町湯山 742
〃	猪 上 喜 幸	鳥取市福部町海士 159
〃	浜 本 幸 信	鳥取市福部町海士 540
〃	田 川 一	鳥取市福部町細川 306
〃	横 田 仁 志	鳥取市福部町細川 358
〃	岩 崎 一	鳥取市福部町細川 1295-2
〃	前 嶋 昭 三	鳥取市福部町岩戸 7-2
監 事	岸 本 一 良	鳥取市福部町海士 546
〃	谷 本 英 美	鳥取市福部町岩戸 119
〃	岡 野 巧	鳥取市福部町湯山 21

平成29年8月16日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	飼 牛 芳 明	鳥取市福部町湯山42
〃	香 川 恵	鳥取市福部町湯山11-1
〃	湯 邨 勲	鳥取市福部町湯山813
〃	山 根 健	鳥取市福部町湯山742
〃	猪 上 喜 幸	鳥取市福部町海士159
〃	浜 本 幸 信	鳥取市福部町海士540
〃	田 川 一	鳥取市福部町細川306
〃	山 根 俊 幸	鳥取市福部町細川332-2
〃	岩 崎 一	鳥取市福部町細川1295-2
〃	前 嶋 昭 三	鳥取市福部町岩戸7-2
監 事	岸 本 一 良	鳥取市福部町海士546
〃	森 本 真 一	鳥取市福部町湯山1909-13
〃	早 野 真 一	鳥取市福部町岩戸8-2

平成29年8月17日就任 任期4年

鳥取県告示第619号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年9月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

宮ノ下C地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市国府町宮下字岩常寺10-4	1号
鳥取市国府町宮下字岩常寺8	2号及び3号
鳥取市国府町町屋字向土居530	4号
鳥取市国府町宮下字岩常口18-2	5号
鳥取市国府町宮下字岩常口23	6号
鳥取市国府町宮下字岩常寺15-1	7号

鳥取県告示第620号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年9月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

浜村B・C地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱10号までを順次に直線で結んだ線及び標柱 1 号と標柱10号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市気高町浜村字家廻り下356－6	1 号
鳥取市気高町浜村字家廻り中694	2 号
鳥取市気高町浜村字八軒屋698	3 号
鳥取市気高町浜村字八軒屋315	4 号
鳥取市気高町浜村字苺山269	5 号
鳥取市気高町浜村字八軒屋704－2	6 号
鳥取市気高町浜村字岩崎704－1地先道路敷	7 号
鳥取市気高町浜村字八軒屋287－1	8 号
鳥取市気高町浜村字八軒屋307地先道路敷	9 号
鳥取市気高町浜村字家廻り中339地先道路敷	10号

鳥取県告示第621号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第82条第 2 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年 9 月26日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日
有限会社サンダルウッド	ケアプランやわた橋	米子市八幡365－9	平成29年 8 月28日	平成29年 9 月30日
株式会社エスペランサ	ケアセンターありがとう	米子市両三柳4596－4	平成29年 8 月31日	〃

鳥取県告示第622号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大原千町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成29年 9 月26日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

退任した役員の氏名及び住所

理 事 奥 田 英 雄	西伯郡伯耆町丸山308－1
〃 清 水 輝 彦	西伯郡伯耆町丸山163
〃 仲 田 主	西伯郡伯耆町須村835
〃 松 本 幹 人	西伯郡伯耆町須村811
〃 潮 賢	西伯郡伯耆町大原446
〃 野 口 哲 史	西伯郡伯耆町大原590
〃 森 田 徹 郎	西伯郡伯耆町真野1031
〃 笹 間 豊 樹	西伯郡伯耆町真野563
〃 谷 口 輝 雄	西伯郡伯耆町番原589
〃 福 田 巳 紀 雄	西伯郡伯耆町番原76－2
〃 亀 山 英 登	西伯郡伯耆町久古29
〃 松 岡 政 彰	西伯郡伯耆町久古2207－1

〃 松原博文 西伯郡伯耆町久古1509
〃 松原行秀 西伯郡伯耆町久古1345
監事 小西憲昭 西伯郡伯耆町丸山275
〃 小谷幹夫 西伯郡伯耆町須村608
〃 後藤英夫 西伯郡伯耆町大原427-1
平成29年9月10日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 清水輝彦 西伯郡伯耆町丸山163
〃 坂口武美 西伯郡伯耆町丸山254-4
〃 仲田主 西伯郡伯耆町須村835
〃 松本幹人 西伯郡伯耆町須村811
〃 潮賢 西伯郡伯耆町大原446
〃 野口哲史 西伯郡伯耆町大原590
〃 森田徹郎 西伯郡伯耆町真野1031
〃 笹間豊樹 西伯郡伯耆町真野563
〃 福田巳紀雄 西伯郡伯耆町番原76-2
〃 上田淳則 西伯郡伯耆町番原516
〃 亀山英登 西伯郡伯耆町久古29
〃 松岡政彰 西伯郡伯耆町久古2207-1
〃 松原博文 西伯郡伯耆町久古1509
〃 松原行秀 西伯郡伯耆町久古1345
監事 小西憲昭 西伯郡伯耆町丸山275
〃 下村浩一 西伯郡伯耆町真野1024
〃 上田省三 西伯郡伯耆町番原476-1
平成29年9月11日就任 任期4年

公 告

平成29年7月7日付鳥取県公報第8915号で公告した（仮称）ドラッグコスモス上井店に係る鳥取県大規模店舗立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づく大規模店舗の設置の届出について、条例第11条第2項の規定に基づき、意見がない旨を届出者に通知したので、同条第3項の規定により公告する。

なお、このことに異議があるときは、条例第12条第1項の規定に基づき平成29年10月11日までに知事に意見書を提出することができる。

平成29年9月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成29年9月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

- 気高都市計画道路 1・4・1 号鳥取青谷線
- 鹿野都市計画道路 1・4・1 号鳥取青谷線
- 青谷都市計画道路 1・3・1 号青谷泊線
- 青谷都市計画道路 1・4・1 号鳥取青谷線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 気高都市計画道路 1・4・1 号鳥取青谷線

鳥取市気高町勝見、鳥取市気高町高江、鳥取市気高町郡家、鳥取市気高町会下、鳥取市気高町下原、鳥取市気高町八束水

(2) 鹿野都市計画道路 1・4・1 号鳥取青谷線

鳥取市鹿野町乙亥正、鳥取市鹿野町岡木

(3) 青谷都市計画道路 1・3・1 号青谷泊線

鳥取市青谷町青谷

(4) 青谷都市計画道路 1・4・1 号鳥取青谷線

鳥取市青谷町養郷、鳥取市青谷町青谷

3 縦覧場所及び意見書の提出場所

鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）及び鳥取市都市整備部都市企画課（鳥取市尚徳町116）

4 縦覧期間及び意見書の提出期間

平成29年9月26日から同年10月10日まで

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成30年度に採用する鳥取県職員の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成29年9月26日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

1 試験の名称

平成29年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度（追加募集：獣医師・畜産））

2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類	採用予定者数
獣 医 師	2名程度
畜 産	1名程度

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第1次試験合格者及び採用候補者が不在の場合がある。

3 対象となる職

知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として次の給料月額のほか諸手当が支給される。ただし、採用までに給与改定があった場合はそれによる。

- (1) 獣医師 247,300円
- (2) 畜産 184,400円

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員になることができない者は、受験することができない。

(1) 年齢要件等は、次のとおりであること。

- ア 獣医師 昭和42年4月2日以降に生まれた者
- イ 畜産

(ア) 昭和57年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者

(イ) 平成 8 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。）を卒業したもの若しくは平成 30 年 3 月 31 日までに卒業見込みのもの又は鳥取県人事委員会（以下「人事委員会」という。）がこれらと同等の資格があると認めるもの

(2) 次の表の左欄に掲げる試験にあっては、同表の右欄に掲げる資格を有すること。

試験の種類	必要な資格
獣医師	獣医師法（昭和 24 年法律第 186 号）第 3 条の規定により獣医師の免許を受けた者又は平成 30 年 4 月 1 日までに受ける見込みの者であること。

(3) 日本国籍を有しない者にあつては、次のいずれかに該当する者又は平成 30 年 3 月 31 日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 2 の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）による特別永住者

(注) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

6 第 1 次試験

(1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式）、論文試験及び適性検査

(注) 論文試験の採点及び適性検査の判定は第 1 次試験合格者に対して実施し、論文試験の評価は第 2 次試験において行い、適性検査の検査結果は第 2 次試験の人物試験の参考として使用するものとする。

(2) 試験期日

平成 29 年 11 月 12 日（日）

(3) 試験会場

鳥取県庁第二庁舎会議室 鳥取市東町一丁目 271

7 第 2 次試験

(1) 試験種目

人物試験（集団討論及び個別面接）

(2) 試験期日

平成 29 年 12 月中下旬（予定）

(3) 試験会場

鳥取県庁第二庁舎会議室 鳥取市東町一丁目 271

8 第 1 次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第 1 次試験合格者

第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

また、論文試験又は適性検査を受験しなかった場合は、不合格とする。

(2) 採用候補者

第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第 1 次試験において実施する論文試験と第 2 次試験において実施する人物試験（集団討論及び個別面接）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、論文試験と人物試験（集団討論及び個別面接）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

9 第 1 次試験合格者及び採用候補者の発表

(1) 第 1 次試験合格者

平成29年11月30日（木）（予定）にインターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県庁本庁舎の1階屋内掲示板に掲示する。

なお、第1次試験合格者には書面で通知する。

(2) 採用候補者

平成30年1月中旬（予定）に、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県庁本庁舎の1階屋内掲示板に掲示する。

なお、採用候補者には書面で通知する。

10 採用の方法

(1) 採用候補者は、人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って採用候補者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査を行って採用者を決定する。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（採用候補者の発表）の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成30年4月1日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

11 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載するとともに、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部庁舎1階、八頭庁舎別館1階、中部総合事務所地域振興局、西部総合事務所地域振興局、西部総合事務所日野振興センター日野振興局、東京本部、関西本部及び名古屋代表部において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

なお、申込みができる試験の種類は、1つに限る。

ア インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）のとっとり電子申請サービス (<https://s-kantan.com/pref-tottori-u/>) を利用して申込みをする方法

イ 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア インターネットによる申込みの場合

平成29年9月29日（金）午前0時から同年10月16日（月）午後5時まで

イ 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成29年9月29日（金）から同年10月16日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成29年10月16日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

12 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.lg.jp）に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手を貼った

宛先明記の返信用封筒を同封すること。

- (3) 第 1 次試験の合格発表以降の日程は、予定であり、変更される場合がある。
- (4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されるので、参照すること。